

市川市指定居宅介護支援事業者 各位

市川市福祉部福祉政策課

サービス提供に係る記録の保存について

平素より、市川市の介護保険行政にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

サービス提供に係る諸記録については、市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年条例第 30 号）（以下「基準条例」という。）において、居宅サービス計画や従業者の勤務の記録等を整備し、その完結の日から 2 年間（一部については 5 年間）保存することとしています。また、市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の趣旨及び内容について（令和元年 8 月 22 日市川第 20190820-0119 号）において、基準条例の趣旨及び内容については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号）（以下「留意事項通知」という。）に準じた取り扱いとしているところです。

今般、留意事項通知が改定されたことに伴い、サービス提供に係る諸記録の「その完結の日」の解釈は下記の通りとしますので、ご了解下さい。

なお、令和元年度市川市指定介護サービス事業者集団指導（居宅介護支援、介護予防支援）の資料 P138、139（注 6）については削除します。

記

1. 「その完結の日」とは

個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了後、当該サービスに係る最後の居宅介護サービス計画費を受領した日とする。

2. 施行日

本通知発出日とする。

以上

【問い合わせ先】

市川市福祉部福祉政策課 施設グループ

〒272 - 8501 市川市八幡 1 - 1 - 1

TEL047-712-8548（直通）

市川市指定地域密着型介護サービス事業者 各位  
市川市指定地域密着型介護予防サービス事業者 各位

市川市福祉部福祉政策課

### サービス提供に係る記録の保存について

平素より、市川市の介護保険行政にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

サービス提供に係る諸記録については、市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 38 号）及び市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 39 号）（以下「基準条例」という。）において、介護サービス計画や従業者の勤務の記録等を整備し、その完結の日から 2 年間（一部については 5 年間）保存することとしています。また、市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の趣旨及び内容について（令和元年 8 月 23 日市川第 20190820-0118 号）において、基準条例の趣旨及び内容については、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）（以下「留意事項通知」という。）に準じた取り扱いとしているところです。

今般、留意事項通知が改正されたことに伴い、サービス提供に係る諸記録の「その完結の日」の解釈を下記の通り変更しますので、ご了知下さい。

### 記

#### 1. 「その完結の日」とは

個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了後、当該サービスに係る最後の地域密着型サービス費又は地域密着型介護予防サービス費を受領した日とする。

#### 2. 施行日

本通知発出日とする。

以上

#### 【問い合わせ先】

市川市福祉部福祉政策課 施設グループ  
〒272 - 8501 市川市八幡 1 - 1 - 1  
TEL047-712-8548（直通）

市川市指定介護予防支援事業者 各位

市川市福祉部福祉政策課

### サービス提供に係る記録の保存について

平素より、市川市の介護保険行政にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

サービス提供に係る諸記録については、市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 26 年条例第 41 号）（以下「基準条例」という。）において、介護予防サービス計画や従業者の勤務の記録等を整備し、その完結の日から 2 年間（一部については 5 年間）保存することとしています。また、市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の趣旨及び内容について（令和元年 8 月 22 日市川第 20190820-0120 号）において、基準条例の趣旨及び内容については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331003 号・老老発第 0331016 号）（以下「留意事項通知」という。）に準じた取り扱いとしているところです。

今般、留意事項通知が改定されたことに伴い、サービス提供に係る諸記録の「その完結の日」の解釈を下記の通りとしますので、ご了解下さい。

なお、令和元年度市川市指定介護サービス事業者集団指導（居宅介護支援、介護予防支援）の資料 P138、139（注 6）については削除します。

### 記

#### 1. 「その完結の日」とは

個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了後、当該サービスに係る最後の介護予防サービス計画費を受領した日とする。

#### 2. 施行日

本通知発出日とする。

以上

【問い合わせ先】

市川市福祉部福祉政策課 施設グループ

〒272 - 8501 市川市八幡 1 - 1 - 1

TEL047-712-8548（直通）